

学校生活について

1 登下校について

- (1) 登校、下校の時刻を守ってください。登校は8時40分までに教室に入ってください。
下校は17時00分です。（部活動は別に定めます）
- (2) 病気やけがなどの理由により保護者が自動車で送迎する必要があるときは、担任に申し出てく
ださい。

2 学校生活

- (1) 登校後、帰りのST終了までは、安全のため許可なく校外に出るはいけません。
- (2) 常に率先して清潔整頓に努め、毎授業後割り当てられた区域の掃除を責任をもって行ってくださ
い。
- (3) スマートフォン・携帯電話は校内では電源を切ってカバンの中にしめておき、使用しないでく
ださい。
- (4) 上履き、下履きをしっかり区別してください。
- (5) 公共物や校内の物を大切にし、破損しないようにしてください。万一破損した場合には直ちに担
任に届け出てください。
- (6) 印刷物の発行、校内掲示する場合には、事前に生徒指導部に申し出て許可を得てください。
- (7) 学校の施設・備品を使用する場合は、前もって関係職員の許可を受けるとともに、使用後は使用
済みの報告をしてください。また、部室の使用は授業後とします。
- (8) 盗難の予防に心がけてください。不必要な金銭は学校に持ってこないようにしてください。
- (9) 災害が発生した場合は、速やかに避難してください。
- (10) 持ち物にはすべて記名し、他人の物を使用しないでください。
- (11) その他、校内秩序の維持に努めてください。

3 欠席、遅刻、早退と手続き

- (1) 欠席する場合は事前（8時30分まで）に学校（0566-52-2100）へ必ず保護者から連絡をしてく
ださい。
- (2) 8時40分の始業のチャイム鳴り始め時に教室に不在の生徒は遅刻となります。
- (3) 遅刻した場合は生徒指導部の発行する入室許可証を受け取り、授業の場所へ行き、担任又は教科
担任に提出してください。
- (4) 早退の場合は、担任の許可（病気の場合は養護教諭の判断も含む）を受け、早退許可証をもらい
帰宅してください。翌日、保護者から確認を得た早退届を提出してください。
- (5) 災害、公共交通機関の遅延等により関係機関から証明書を発行された場合は遅刻・欠席とみなし
ません。

4 自転車通学許可について

自転車通学を希望する生徒は、自転車通学許可願を生徒指導部に提出し許可を得てください。許可
される生徒は、原則として学校から半径1.0km以上の場所から通学する者としてします。また、安全上自
転車に不備のあるものや改造してあるもの、レインコートを購入していない者は許可されません。

- (1) 本校指定の自転車ステッカーを後の反射板の下に貼付してください。
- (2) 二人乗りや雨天時の傘さし運転は法律違反のため禁止です。必ずレインコートを着用してくださ
い。またヘッドフォン装着・スマートフォン等使用しながらの運転も法律違反となりますので禁止
です。

- (3) クロスバイクなどのスポーツタイプの自転車を利用する場合は、安全上の理由から必ずヘルメットの着用をし、駐輪スタンドを準備して下さい。ヘルメットを着用しない場合または、駐輪スタンドがない場合は自転車の利用を許可しません。なおヘルメットは各自で購入して下さい。（学校指定のヘルメットはありません。）

5 運転免許取得について

- (1) 免許を取らない・バイクを買わない・乗らない・乗せてもらわないという「四ない運動」を推進し、運転免許取得は下記のイに該当する者以外は認めていません。
- (2) 普通免許（四輪免許）取得については、就職内定者の中で希望する者のみ自動車学校への入校を許可していきます。その際も入校は、卒業年度の11月中旬以降とし、担任・生徒指導部の指示に従い許可を受けてください。
- (3) 無断で免許を取得した場合には特別指導の対象となりますので注意してください。
- (4) 交通違反、事故（加害、被害）に関しては、速やかに学校にその状況を報告してください。本人が連絡できない場合は保護者等から連絡してください。

6 アルバイトについて

- (1) アルバイトは、全日制としての生徒の学業・部活動等の学校生活を保障するために、原則禁止です。ただし、家庭の経済状況等により、アルバイトをしなければ高校生活の継続が困難な場合については、生徒指導部へ申請して下さい。学校が事情を十分に聞き取りさせていただくことによって許可される場合があります。また、その場合においても1年生については学校生活に慣れることを優先し、1学期末考査終了後からとします。
- (2) 許可に際して次にあげる項目の中で当てはまるものがあれば許可しません。無断でアルバイトを行うと指導の対象となりますので注意してください。
- ア アルコール類を含む飲食を提供する場所での勤務
 - イ 夜8時を超える時間帯での勤務
 - ウ 1日8時間を超える労働をする場所での勤務
 - エ 宿泊を伴う勤務
 - オ 勤務日数が夏休み延べ20日以上、春・冬休みで8日を越える勤務
 - カ 風紀上、好ましくない場所・時間での勤務
 - キ 自動車、オートバイ等を運転する業務にたずさわる場合
 - ク 学業不振者（欠点科目のある者）
 - ケ 危険性のある業務

7 服装・頭髪

- (1) 頭髪……パーマ、染色、脱色および加工などは禁止しています。
- (2) 服装……本校指定の制服を、着崩さず、加工せず着用して下さい。
衣替えの時期や防寒具の規定については気候を考慮し別に指示します。
男子ベルトについては、黒・茶などを基調としたもので、白色やツートン、鉤が打ってあるものなど、色・バックル・装飾において華美なものは禁止しています。
- (3) 靴……革靴（黒または茶）または運動靴とし、高価ではないものにして下さい。体育時には運動靴・体育館シューズが必要となります。校内では学校指定の学年色のスリッパを履きます。

- (4) 鞆……………実用的な鞆（自由）とします。ただし、他校の指定鞆は禁止です。
- (5) その他……………化粧をしたり、まゆ毛を抜いたり極端に剃るなどしないでください。またマニキュア
つけ爪、エクステ、ピアス、ネックレス、ブレスレットなど装飾品は禁止です。

8 その他

(1) SNS・インターネット使用の注意について

SNSやインターネット等に他人を誹謗中傷したり、プライバシーを侵害したりするような不適切な投稿をしてはいけません。

(2) 飲酒喫煙等

飲酒、喫煙は法律違反、暴力行為は厳禁です。喫煙については電子タバコ（ニコチン含有の有無を問わず）等も喫煙類似行為として禁止しています。

- (3) 諸規定については、毎年見直しを図る予定です。改定にあたっては、生徒会・PTA等から得られた意見を参考に、必要な会議を経て決定します。